

従業員および自社内の健康・衛生管理体制について

<健康管理体制>

全ての役員・従業員は入社前の自宅において検温を行い、発熱や体調不良などの症状がある場合は必ず自宅待機とします。また出勤中に体調不良を感じた場合もその旨を速やかに会社に報告の上、直ちに帰宅をさせ自宅待機を命じます。

<衛生管理体制>

・従業員のローテーション勤務

出勤体制：業務内容に基づき3つの営業チームを構成し、チーム毎に週3日の出勤を基本とするシフト勤務体制を実施します。

出勤時間：就業時間を2つのパターン（09:00-16:00と11:00-18:00）にグループ化し、社内や通勤時の接触機会（密）を軽減します。

<適切な職場環境>

上記の健康管理体制ならびに衛生管理体制の確実な実践と並行し、社内のソーシャルディスタンスの確保に努めるなど、必要な対策を実施します。

- ・ミーティングスペース（会議室）：旅行業におけるガイドライン（JATA）に基づき、来客されるお客様や取引先の方と対応する従業員の『ソーシャルディスタンス』が確保できるレイアウトとします。
また、各ミーティングスペースではアクリル板を設置し相互の飛沫接触の防止に努めます。
- ・店舗入り口：店舗入り口に手指用の消毒液を設置するなど、来社されるお客様や取引先の方などが自主的に使用できるよう努めます。
- ・店舗内の換気：事務スペースならびにミーティングスペースでは、担当者が定期的に窓を開けて換気を行うように努めます。
- ・店舗内の定期的な消毒：ミーティングスペース内やパンフレットスタンド、ドアノブなど、不特定多数の人が頻繁に触れるような場所については一定時間ごとに消毒液を用いた除菌を実施します。
- ・パンフレットスタンド：パンフレットスタンドは見本1部のみの設置とし、お客様が希望するパンフレットは新しいものをその都度直接お渡しするように徹底します。また、不特定多数の人が触れたパンフレットは廃棄処分とします。
- ・マスクの着用：感染防止のため社内外の接客時にはマスクの着用を義務付けます。また、公共交通機関利用時も同様の対応とします。

旅行や各種イベント等の企画提案から実施に至るまでの対応について（1）

<基本的スタンス>

・事前調査と検証

厚生労働省や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、ならびに自治体から発出されている最新の情報（感染状況や提言など）を入手することに努め、速やかに社内で共有できる体制を継続的に強化していきます。

それらの最新情報を参考に一般社団法人日本旅行業協会（JATA）が作成した「旅行業におけるガイドライン」の内容に沿ったものであるかを慎重に照らし合わせ、適切な旅行先（実施場所）として企画提案が可能であるかの判断を行います。

☆旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（一般社団法人日本旅行業協会JATA）

・企画提案後の継続的な情報集

お客様への提案後であっても、旅行先（実施場所）を含む関連エリアの状況を継続的に収集し、たとえ実施間際であったとしても関係する全ての皆様の安全が確保できないと判断される場合には、躊躇なく催行の中止をご提案させていただく場合があります。

また、旅行や各種イベント等の実施に伴い、関係する自治体などから都道府県外への移動自粛要請の発出が確認された場合などもこれら同様の取り扱い方にて対応します。

<取引先選定基準>

・選定の基準となるもの

政府が提示した基本ガイドラインを基本とし、取引先業界団体ごとに作成したガイドラインに沿った対応を実施しているかを事前に聞き取り調査を行い、ガイドラインの内容を確実に実践している施設のみを提案可能施設とします。

☆宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）

☆バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）

☆その他、各種業界が策定したガイドライン

旅行や各種イベント等の企画提案から実施に至るまでの対応について（2）

<旅行や各種イベント実施中の対応>

・実施判断基準

当社ならびに旅行や各種イベント実施に関わる施設が属する業界団体のガイドラインに沿って、確実に実行可能と判断される場合において、主催側の責任者との協議の下に最終判断を行います。

また、実施エリアの感染状況の急激な変化により、旅行や各種イベント等の安全かつ円滑な実施が困難となった場合（困難になると思われる場合）、旅行や各種イベントの中止を提案させていただく場合があります。

・健康ならびに衛生管理

参加者がソーシャルディスタンスの確保が確実に実行できると判断される場合を除き、マスクの着用を要請します。

当社の添乗員や運営スタッフについては、お客様と接する際はマスク着用を義務付めます。

現場の手配サービス提供事業者（ホテル、旅館、貸切バス会社など）については、それぞれのガイドラインの内容に基づく適切な感染防止対策を実行している業者に限定します。

・適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理業務

常に3密となるような場面を極力避ける努力を行います。

また、予防対策の一環として貸切バス車内や宿泊施設などの宴会時のカラオケ自粛要請や、飲食時を除き移動車両内や航空機内および観光中においてもマスクの着用を要請を行っていきます。

<緊急時の対応>

参加者の中で新型コロナウイルス感染症等の発症が疑われた場合には、速やかに主催者側事務局に報告の上、発生エリアを所管する保健所の指示および日本旅行業協会JATAの「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき適切な対応を行います。

また、常に自治体が発出する各種要請などを注視し、自粛要請が出た場合には速やかにスケジュールを変更するなど安全確保を最優先に対応します。